

給与収入が500万円の方がふるさと納税をして、ワンストップ特例を適用した場合、翌年度の住民税から控除される税額は下表のような理屈で計算されます。寄付した金額は61,000円とします。

<前提>

所得の計算	
給与収入金額	5,000,000
給与所得控除額	1,440,000
給与所得	3,560,000

所得控除	所得税	住民税
社会保険料控除額	750,000	750,000
基礎控除	480,000	430,000
課税所得金額	2,330,000	2,380,000

簡単に計算するため、所得控除は社会保険料と基礎控除だけとします。社会保険料は仮に給与収入の15%としています。端数処理は考慮していません。

この人の場合、所得税の税率は10%

<寄付金税額控除額の計算>

住民税からの寄付金税額控除額の計算				
住民税の税額	$2,380,000 \times 10\%$	=	238,000	住民税の税率10%
調整控除			2,500	住民税の計算の際、控除される額 (2,500円の場合が多い)
寄付金税額控除				
①基本控除	$(61,000 - 2,000) \times 10\%$	=	5,900	
②ふるさと納税分の特別控除	イ. $(238,000 - 2,500) \times 20\%$	=	47,100	(住民税額 - 調整控除額) \times 20%
	ロ. $(61,000 - 2,000) \times 79.79\% \ast 1$	=	47,076	(ふるさと納税額 - 2,000円) \times 特例控除割合
	ハ. $イ > ロ$	\therefore	47,076	
③ワンストップ特例分	$46,278 \times 10.21 / 79.79 \ast 2$	=	6,024	特例控除加算額(②ロの金額) \times 申告特例割合
④合計 ①+②+③			59,000	

$\ast 1$: 79.79%とは 「寄付した金額-2,000円」を100%とした場合、基本控除の10%を引いた残り90%から(所得税の税率 \times 復興税の税率)を引いて計算した割合です。特例控除割合といいます。

$\ast 2$: 分子を「所得税の税率 \times 復興税の税率」、分母を $\ast 1$ の方法で計算する「特例控除割合」として、確定申告をしたとしたらふるさと納税の影響により減少するであろう所得税の額を計算します。

住民税から控除されるのは59,000円となり、 $61,000 - 2,000 - 59,000 = 0$ で自己負担は2,000円のみとなります。

この例の場合、②イとロの金額がほぼ同じなので、61,000円が自己負担2,000円で収まる寄付額となります。

もし、限度額を超えた場合はどうなるか、同じ人が10万円ふるさと納税をすると、控除額は下表のようになります。

<自己負担2,000円の範囲を超えて寄付した場合>

住民税からの寄付金税額控除額の計算				
住民税の税額	$2,380,000 \times 10\%$	=	238,000	住民税の税率10%
調整控除			2,500	住民税の計算の際、控除される額 (2,500円の場合が多い)
寄付金税額控除				
①基本控除	$(100,000 - 2,000) \times 10\%$	=	9,800	
②ふるさと納税分の特別控除	イ. $(238,000 - 2,500) \times 20\%$	=	47,100	(住民税額 - 調整控除額) \times 20%
	ロ. $(100,000 - 2,000) \times 79.79\%$	=	78,194	(ふるさと納税額 - 2,000円) \times 特例控除割合
	ハ. $イ < ロ$	\therefore	47,100	
③ワンストップ特例分	$78,194 \times 10.21 / 79.79$	=	10,006	特例控除加算額(②ロの金額) \times 申告特例割合
④合計 ①+②+③			66,906	

住民税から控除されるのは66,906円となり、残りの $100,000 - 2,000 - 66,906 = 31,094$ 円は控除されません。